

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	三洋化成工業株式会社			コード	4471
提出日	2020/6/4	異動（予定）日	2020/6/19		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で退任予定の監査役がいるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし	
1	上野 観	社外取締役	○										△				有
2	相京 重信	社外取締役	○							△							有
3	白井 文	社外取締役	○													○	有
4	大志万 俊夫	社外監査役	○									△	△				有
5	加留部 淳	社外監査役								○		○					

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	2010年6月まで新日本石油㈱（現 JXTGホールディングス㈱）前事業年度末において当社の議決権を4.8%所有）の業務執行者（取締役常務執行役員）でありました。当社とJXTGホールディングス㈱傘下の事業会社であるJXTGエネルギー㈱との間には原材料の仕入れ等の営業取引があります。2020年3月期における当社と、JXTGエネルギー㈱の連結売上高に対する仕入れ及び販売金額の割合はいずれも1%未満であり、当社の主要取引先には該当しません。	上野 観氏は、当社の独立性基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。同氏は長年にわたる化学業界でのビジネス経験及び経営経験を有し、また当社取締役会議長として公正な視点による取締役会の運営に努めていただいております。引き続き取締役会の決定機能及び監督機能が強化されることを期待し、社外取締役として選任しております。
2	2010年3月まで当社の主要借入先である㈱三井住友銀行の業務執行者（取締役兼副頭取執行役員）でありました。㈱三井住友銀行は当社の主要な借入先ではありますが、相京重信氏は同行の業務執行者を退任して10年超経過しており、当社の独立性基準を満たしております。	相京重信氏は、当社の独立性基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。同氏の長年にわたる金融機関での経営経験をもとに、独立した立場から意思決定に関与することにより、取締役会の決定機能及び監督機能が強化されることを期待できるため、社外取締役として選任しております。
3	該当事項なし	白井 文氏は、当社の独立性基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。同氏の長年にわたる市政運営等の幅広い経験をもとに、独立した立場から意思決定に関与することにより、取締役会の決定機能及び監督機能が強化されることを期待できるため、社外取締役として選任しております。
4	2016年6月まで当社の主要株主である東レ㈱（前事業年度末において当社議決権を17.4%所有）子会社の東レ・メディカル㈱の業務執行者（代表取締役社長）でありました。当社は東レ㈱の持分法適用会社であり、当社と東レ㈱及び東レ・メディカル㈱との間には商品販売等の営業取引があります。2020年3月期における当社、東レ㈱及び東レ・メディカル㈱の連結売上高に対する仕入れ及び販売金額の割合はいずれも1%未満であり、当社の主要取引先には該当しません。大志万俊夫氏は東レ・メディカル㈱を退任して4年超経過することとなり、当社の独立性基準を満たしております。	大志万俊夫氏は、当社の独立性基準を満たしているため、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。同氏の事業会社での経歴と企業経営者としての経験に基づき、当社取締役の職務執行を監査していただくことを期待し、社外監査役として選任しております。
5		

4. 補足説明

【社外役員の独立性判断基準】

社外役員が次のいずれの項目にも該当しない場合、独立性を有すると判断する。

1. 当社グループ（注1）を主要な取引先とする者（注2）またはその業務執行者（注3）
 2. 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者
 3. 当社グループの主要な借入先（注5）またはその業務執行者
 4. 当社の主要株主またはその業務執行者
 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 6. 当社グループから役員報酬以外に、多額（注6）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、税理士、コンサルタント等
 7. 当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
 8. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者
 9. 上記1～8に過去3年間に於いて該当していた者
 10. 上記1～8に該当する者が重要な者（注7）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
- 注1：当社グループとは、当社及び当社の子会社、関連会社をいう
 注2：当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう
 注3：業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員、理事その他これらに準ずる者及び使用人のことをいう
 注4：当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者をいう
 注5：当社グループの主要な借入先とは、直近事業年度における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう
 注6：多額とは、過去3事業年度の平均で個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう
 注7：重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員及び部長格以上の上級管理職にある使用人をいう

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。